



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 教育委員会規則

- \*4 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*5 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*6 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*7 和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4
- \*8 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*9 市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 10
- \*10 和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則 ..... 13
- \*11 和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 ..... 14
- \*12 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 14
- \*13 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 15
- \*14 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 17
- \*15 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 ..... 17

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今西宏行

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第7条 略 2～6 略 7 教育委員会は、第2項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。第3項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者は扶養親族として認定することはできない。 (1) 略 (2) <u>年額130万円以上(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)であつては、年額150万円以上</u> の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略	(扶養手当) 第7条 略 2～6 略 7 教育委員会は、第2項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。第3項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者は扶養親族として認定することはできない。 (1) 略 (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 8～10 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年条例第52号。以下「条例」という。）<u>第16条第2項及び第16条の2第2項の規定に基づき、職員に支給する特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第7条 <u>条例第16条の2第1項に規定する夜間学級担当手当（以下この条並びに次条第1項及び第2項において「夜間学級担当手当」という。）の月額、給料月額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定により、教育委員会が定める割合によるとされている管理職手当を受ける校長及び教員に支給する夜間学級担当手当の月額は、給料月額に100分の4を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前項の規定による夜間学級担当手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の月額とする。</u></p> <p>3 <u>夜間学級担当手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。</u></p> <p>(1) 出張中の場合</p> <p>(2) 研修中の場合</p> <p>(3) <u>勤務しなかった場合（条例第22条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下この号において「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第3条第1号に規定する派遣職員、同条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關す</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年条例第52号。以下「条例」という。）<u>第16条第2項の規定に基づき、職員に支給する特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

る法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第13条に規定する病気休暇の承認を受けた場合を除く。）

（手当の支給）

第8条 特殊勤務手当（夜間学級担当手当を除く。）は、従事した時間数又は日数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する。

2 夜間学級担当手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料が条例第12条第4項の規定により算出されている場合には、その給料の額に前条第1項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 略

附 則  
（施行期日）

1 略

（条例附則第12項に規定する特定日以後の給料月額の特例措置）

2 条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第7条第1項の規定の適用については、同項の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（手当の支給）

第7条 特殊勤務手当は、従事した時間数又は日数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する。

2 略

附 則

略

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称	位置	課程等	設置学科	名称	位置	課程等	設置学科
略				略			
和歌山県立貴志川高等学校	紀の川市貴志川町長原400	全日制	普通	和歌山県立貴志川高等学校	紀の川市貴志川町長原400	全日制	普通 人間科学
略				略			
和歌山県立和歌山高等学校	和歌山市新庄188	全日制	総合学	和歌山県立和歌山高等学校	和歌山市新庄188	全日制	総合

学校			
略			
和歌山県立 有田中央高 等学校	有田郡有 田川町大 字下津野 459	全日制	総合学
略			
和歌山県立 熊野高等学 校	西牟婁郡 上富田町 大字朝来 670	全日制	総合学
			略 略
		略	略 略
和歌山県立 串本古座高 等学校	東牟婁郡 串本町串 本1522	全日制	未来創造 学
和歌山県立 新宮高等学 校	新宮市神 倉三丁目 2番39号	全日制	略
			学彩探究
			総合学
		定時制	略
		通信制	普通
	新宮市佐 野1005	全日制	総合学
		定時制	普通
和歌山県立 新翔高等学 校	新宮市佐 野1005	全日制	総合学
略			

備考 略

学校			
略			
和歌山県立 有田中央高 等学校	有田郡有 田川町大 字下津野 459	全日制	総合
略			
和歌山県立 熊野高等学 校	西牟婁郡 上富田町 大字朝来 670	全日制	総合
			略 略
		略	略 略
和歌山県立 串本古座高 等学校	東牟婁郡 串本町串 本1522	全日制	普通
			未来創造 学
和歌山県立 新宮高等学 校	新宮市神 倉三丁目 2番39号	全日制	略
			学彩探究
			略
		定時制	略
和歌山県立 新翔高等学 校	新宮市佐 野1005	全日制	総合
略			

備考 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県立和歌山高等学校の項の改正規定、同表和歌山県立有田中央高等学校の項の改正規定、同表和歌山県立熊野高等学校の項の改正規定及び同表和歌山県立新翔高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教育庁の職) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。 (1)～(18) 略	(教育庁の職) 第2条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる職を置く。 (1)～(18) 略

(19) 企画調整員  
(20) 略

(19) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、教育委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに教育委員会に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第17条の3第4項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合</u></p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 教育委員会は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第11条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第17条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(交通の用具)</p> <p>第5条の2 <u>条例第17条の3第1項第2号の教育委員会規則で定める交通の用具は、次の各号に掲げるもの（国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。）とする。</u></p> <p>(1) 自転車</p> <p>(2) <u>原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第5条の3 <u>条例第17条の3第2項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。）第22条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第30条の規定によ</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第17条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、教育委員会が定める様式の通勤届にその通勤の実情を記入の上速やかに教育委員会に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>2 略</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 教育委員会は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第17条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>

り読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の教育委員会規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第17条の3第2項の教育委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(条例第17条の3第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の4第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) 略

2 略

(自転車等使用者の支給額)

第9条 条例第17条の3第2項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車等(自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車に限る。次号において同じ。))を除く。以下この号において同じ。)を使用する職員 次のアからナまでに掲げる自転車等の使用距離の区分に応じ、それぞれアからナまでに定める額

- ア 片道5キロメートル未満 2,000円
- イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(条例第17条の3第4項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) 略

2 略

(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員及び高齢者部分休業職員に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第17条の3第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。))第22条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の教育委員会規則で定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

(交通の用具)

第9条 条例第17条の3第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(1) 自転車

未満	2万5,900円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル
未満	2万9,100円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル
未満	3万2,300円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル
未満	3万5,500円
ス	片道60キロメートル以上65キロメートル
未満	3万8,700円
セ	片道65キロメートル以上70キロメートル
未満	4万2,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル
未満	4万5,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル
未満	4万9,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル
未満	5万2,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル
未満	5万6,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル
未満	5万9,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル
未満	6万3,000円
ナ	片道100キロメートル以上
	6万6,400円

(2) 自動車を使用する職員 次のアからハまでに掲げる自動車（自動車を使用时、かつ、自転車等（自動車を除く。）を使用する場合は、自転車等）の使用距離の区分に応じ、それぞれアからハまでに定める額

ア	片道4キロメートル未満	2,000円
イ	片道4キロメートル以上8キロメートル未満	4,700円
ウ	片道8キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
エ	片道12キロメートル以上15キロメートル未満	1万100円
オ	片道15キロメートル以上16キロメートル未満	1万400円
カ	片道16キロメートル以上20キロメートル未満	1万2,800円
キ	片道20キロメートル以上24キロメートル未満	1万5,500円
ク	片道24キロメートル以上28キロメートル未満	1万8,200円
ケ	片道28キロメートル以上32キロメートル未満	2万900円
コ	片道32キロメートル以上36キロメートル未満	2万3,600円
サ	片道36キロメートル以上40キロメートル未満	2万6,300円
シ	片道40キロメートル以上44キロメートル未満	2万9,000円
ス	片道44キロメートル以上48キロメートル未満	3万1,700円
セ	片道48キロメートル以上52キロメートル未満	3万3,100円
ソ	片道52キロメートル以上55キロメートル未満	3万4,500円
タ	片道55キロメートル以上56キロメートル未満	3万5,500円
チ	片道56キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,900円
ツ	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
テ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
ト	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
ナ	片道75キロメートル以上80キロメートル	

(2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

未満	4万9,200円
ニ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
ヌ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
ネ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円
ノ 片道95キロメートル以上100キロメートル未満	6万3,000円
ハ 片道100キロメートル以上	6万6,400円

2 条例第17条の3第2項第3号に規定する自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車とする。

（通勤手当の支給対象駐車場）

第9条の2 条例第17条の3第3項の教育委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
- (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
- (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務校又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

（1か月当たりの駐車場料金の算出方法等）

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
- (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。

2 条例第17条の3第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（条例第17条の3第3項の教育委員会規則で定

（条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定

める職員)

第10条 条例第17条の3第3項の教育委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第17条の3第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第11条の4第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(駐車場等の要件)

第11条の2 条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所その他の発着場所の周辺にある施設であること。

(2) その利用について職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。)若しくは条例第16条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自転車等の駐車のための施設の状況、職員の事情その他の考慮すべき事情により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第11条の3 条例第17条の3第4項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

める職員)

第10条 条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第17条の3第4項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)  
第11条の4 略  
2・3 略

4 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び同条第4項第1号に定める額の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)  
第12条の2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。  
(1) 略  
(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合  
(3)・(4) 略  
2・3 略

(支給日等)  
第11条の2 略  
2・3 略

4 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)  
第12条の2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。  
(1) 略  
(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合  
(3)・(4) 略  
2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年和歌山県条例4号）による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条の3第4項に規定する駐車場等をいう。）を利用して居る職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

和歌山県教育委員会規則第9号

市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和37年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>市町村立学校職員の第二種初任給調整手当に関する規則</u> (目的)	<u>市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則</u> (目的)

第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。）第17条の4の2の規定に基づき、市町村立学校職員（以下「職員」という。）の第二種初任給調整手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して教育委員会規則で定める職員及び額）

第2条 条例第17条の4の2第1項の教育委員会規則で定める職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条及び第5条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とし、当該定年前再任用短時間勤務職員の特定額（条例第17条の4の2第1項に規定する特定額をいう。第4条、第5条及び第6条第1項において同じ。）の算定の基礎となる額として教育委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第10条の2第2項及び第13条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

（第二種初任給調整手当の基準額）

第3条 条例第17条の4の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額は、国家公務員の例による。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第4条 条例第17条の4の2第1項の教育委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する基準額をいう。次条並びに第6条第1項及び第2項において同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第5条 条例第17条の4の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては当該額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第6条 条例第17条の4の2第3項の教育委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用す

第1条 この規則は、市町村立学校職員の初任給調整手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条から第7条まで 削除

るとしたならば特定額として算定されることとなる額（次項において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に定める職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に定める職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に定める職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「次条第1項に規定する権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(第二種初任給調整手当の支給)

第7条 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日等)

1 略

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の第二種初任給調整手当に関する読み替え)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条及び第5条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	条例附則第11項の規定の適用を受ける職員
当該定年前再任用短時間勤務職員	当該職員
定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額	給料月額
級	級並びに条例第11条第1項、第12条第2項及び第3項並びに第13条の規定により当該職員が受ける号給
応じた額	応じた額に100分の99.38を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の70

第8条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年和歌山県条例第45号）附則第8項の規定による初任給調整手当の支給期間及び支給額は、従前の例による支給期間及び支給額とする。

第9条 削除

第10条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

付 則

略

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の市町村立学校職員の第二種初任給調整手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第2条の規定を適用する。
- 3 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条（改正後の規則第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立近代美術館管理規則（昭和45年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課の設置及び所掌事務)</p> <p>第5条 近代美術館に、次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>学芸第一課</u></p> <p><u>学芸第二課</u></p> <p>2 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他<u>学芸第一課及び学芸第二課</u>の主管に属しないこと。</p> <p>3 <u>学芸第一課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(課の設置及び所掌事務)</p> <p>第5条 近代美術館に、次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>教育普及課</u></p> <p><u>学芸課</u></p> <p>2 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その他<u>学芸課</u>の主管に属しないこと。</p> <p>3 <u>教育普及課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>美術に関する知識の向上及び普及並びに美術の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校等の教育、学術又は文化に関する諸施設に対する助言及び支援並びに当該施設との協力に関すること。</u></p> <p>(3) <u>国内外の美術館等関係諸団体との連絡及び協力に関すること。</u></p> <p>(4) <u>近代美術に関する展覧会、講演会及び研究会等の立案、調整及び実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>美術館活動（美術品等の展示及び収集並びに美術の普及活動等をはじめとして広く美術館において行う諸活動をいう。）に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>4 <u>学芸課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>

- (1)~(4) 略
- 4 学芸第二課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 美術に関する知識の向上及び普及並びに美術の振興に関すること。
  - (2) 学校その他の教育機関の教育、学術又は文化に関する諸施設に対する助言及び支援並びに当該施設との協力に関すること。
  - (3) 国内外の美術館その他の関係諸団体との連絡及び協力に関すること。
  - (4) 近代美術館に係る情報発信に関すること。

(1)~(4) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第11号**

和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則  
和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和52年和歌山県教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の廃止)

2 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

**和歌山県教育委員会規則第12号**

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア・イ 略 ウ 学校栄養職員給料表級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 本表の適用を受ける学校栄養職員の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。 <u>ただし、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</u>	別表第2 級別資格基準表（第5条関係） ア・イ 略 ウ 学校栄養職員給料表級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 本表の適用を受ける学校栄養職員の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(組織) 第2条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、県立学校等の適正な管理・運営及び福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(7)  (8) 略 (9) <u>教育庁、学校以外の教育機関及び県立学校の防災に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</u> (10)～(18) 略 (19) <u>教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）の職員の任免、人事管理、サービス及び研修に関すること。</u> (20) <u>教育庁等の組織及び職員定数に関すること</u>  (21)・(22) 略 (23) <u>教育庁等の職員の健康管理に関すること。</u>  (24)～(26) 略 (27) <u>公立学校共済組合和歌山支部に関すること</u>  (28)・(29) 略</p> <p>第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第22号から第28号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 教職員課は、適正な給与制度の運用並びに県立学校（県立中学校を除く。以下同じ。）の職員の任用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p>	総務課	略	略	略	<p>(組織) 第2条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td><u>夜間中学設置準備室</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(教育総務局各課の所掌事務) 第3条 総務課は、県立学校等の適正な管理・運営及び福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。 (1)～(7) (8) <u>教育委員会の所管する公益信託に係る事務に関すること。</u> (9) 略  (10)～(18) 略  (19)・(20) 略 (21) <u>教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）の職員の健康管理に関すること。</u> (22)～(24) 略 (25) <u>公立学校共済組合和歌山県支部に関すること。</u> (26)・(27) 略</p> <p>第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、第3条第20号から第26号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。  (1) <u>教育庁等の職員の任免、人事管理、サービス及び研修に関すること。</u></p>	総務課	略	義務教育課	<u>夜間中学設置準備室</u>	略	略
総務課	略										
略	略										
総務課	略										
義務教育課	<u>夜間中学設置準備室</u>										
略	略										

(1) 県立学校の教職員の任免、人事管理、職員定数及び学校管理運営の監督に関すること。

(2)～(11) 略

第 6 条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第 9 条 県立学校教育課は、県立高等学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県立高等学校の設置及び廃止に関すること
- (2) 県立高等学校の教育課程、学習指導、進路指導及び学校評価に関すること。
- (3)・(4) 略
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関すること (県立高等学校に関することに限る。)
- (6)・(7) 略

第10条・第11条 略

第12条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童生徒の健やかな体づくりを行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8)～(11) 略

第12条の2 高校総体推進室においては、健康体育課の所掌事務のうち、前条第10号に掲げる事務を所掌する。

第13条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(4) 略
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (6) 略

(教育事務所)

第24条・第25条 略

第26条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第5条第3号及び第7号に掲げる事務(紀南教育事務所に限る。)
- (2)～(6) 略

別表 (第24条関係)

略

(2) 教育庁等の組織及び職員定数に関すること

(3) 県立学校(県立中学校を除く。以下同じ。)の教職員の任免、人事管理、職員定数及び学校管理運営の監督に関すること。

(4)～(13) 略

第 6 条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第 9 条 県立学校教育課は、県立学校(特別支援学校を除く。以下この条において同じ。)における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県立学校の設置及び廃止に関すること。
- (2) 県立学校の教育課程、学習指導、進路指導及び学校評価に関すること。
- (3)・(4) 略
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関すること (県立学校に関することに限る。)
- (6)・(7) 略

第10条・第11条 略

第11条の2 夜間中学設置準備室においては、義務教育課の所掌事務のうち、前条第1号から第7号まで及び第10号に掲げる事務(県立夜間中学校に関するものに限る。)を所掌する。

第12条 健康体育課は、公立学校における体育、健康教育及び学校給食の充実・推進を図り、児童生徒の健やかな体づくりを行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(7) 略
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (9)～(12) 略

第12条の2 高校総体推進室においては、健康体育課の所掌事務のうち、前条第11号に掲げる事務を所掌する。

第13条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(4) 略
- (5) 略

(教育事務所)

第24条・第25条 略

第26条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第5条第5号及び第9号に掲げる事務(紀南教育事務所に限る。)
- (2)～(6) 略

別表 (第22条関係)

略

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第25号の改正規定（「公立学校共済組合和歌山県支部」を「公立学校共済組合和歌山支部」に改める部分に限る。）、第9条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第14号**

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(指定の見直し等) 第10条 第3条及び前条の規定に基づく指定は、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。</p> <p>別表第3（第12条関係） へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属郡市</th> <th style="width: 10%;">級</th> <th style="width: 70%;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊都郡</td> <td>1 級</td> <td><u>丹生川小学校</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日高郡</td> <td>1 級</td> <td>略 <u>美山小学校</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属郡市	級	学校名	略			伊都郡	1 級	<u>丹生川小学校</u>	略	略	略			日高郡	1 級	略 <u>美山小学校</u>	略	略	略			<p>(指定の見直し等) 第10条 第3条及び前条の規定に基づく指定は、<u>おおむね6年ごとに</u>、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。</p> <p>別表第3（第12条関係） へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属郡市</th> <th style="width: 10%;">級</th> <th style="width: 70%;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊都郡</td> <td>1 級</td> <td><u>丹生川小学校</u> <u>花坂小学校</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日高郡</td> <td>1 級</td> <td>略 <u>美山小学校</u> <u>美山中学校</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td><u>中津中学校</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所属郡市	級	学校名	略			伊都郡	1 級	<u>丹生川小学校</u> <u>花坂小学校</u>	略	略	略			日高郡	1 級	略 <u>美山小学校</u> <u>美山中学校</u>	2 級	<u>中津中学校</u>	略		
所属郡市	級	学校名																																											
略																																													
伊都郡	1 級	<u>丹生川小学校</u>																																											
	略	略																																											
略																																													
日高郡	1 級	略 <u>美山小学校</u>																																											
	略	略																																											
略																																													
所属郡市	級	学校名																																											
略																																													
伊都郡	1 級	<u>丹生川小学校</u> <u>花坂小学校</u>																																											
	略	略																																											
略																																													
日高郡	1 級	略 <u>美山小学校</u> <u>美山中学校</u>																																											
	2 級	<u>中津中学校</u>																																											
略																																													

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3伊都郡の項の改正規定は、公布の日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第15号**

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則（令和元年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第14条 略 2 無給の特別休暇は、 <u>公務上の負傷又は疾病その他の特別事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</u> 3 略	(特別休暇) 第14条 略 2 無給の特別休暇は、 <u>労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</u> 3 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。